

近世中期西本願寺学僧による東西分派への視点

—駒沢女子大学博物館実習館保管『金鑑記』を読む—（下）

滝澤 雅史*

Viewpoint to the East-West branch by a priest of Nishi Honganji in the middle of the early modern period
—Read the Komazawa Women's University Museum Training Center store "Konchuki"—
(vol2)

Masafumi TAKIZAWA*

はじめに

前号において筆者は、近世初頭におきた本願寺の東西分派に関して、西本願寺の学僧である知空が著した『金鑑記』について、その成立過程を分析するとともに、上巻を翻刻し紹介した。

『金鑑記』は、端的にいえば西本願寺（本願寺派）の正統性を主張するといふに、東本願寺（大谷派）の非違を糾すことを目的に編まれた書である。その冒頭には「古語ニ曰、金鑑共熱テ真偽俄ニ分レ、米

砂同炊テ生熟有レ異、誠哉似タルコトハ似タレトモ、是ナルコトハ是ナラス」とある。書名の一字である「鑑」は「真鑑」の表記で現代人にもなじみの深い字であるが、『玉篇』に「鑑石似金也」とあるように、本来は金に似た鑑石という鉱物をもつてゐる。知空は、西本願寺（本願寺派）を「金」、東本願寺を「鑑」に当てはめ、両者の真偽を厳しく問おうとしたのである。

前号に続く本号においては、まず前号で紹介した上巻の論点の中心

となつてゐる織田政権と本願寺の講和について考察する。続いて下巻本文を紹介するとともに、その論点である本願寺継承問題について考えてみたい。

本願寺と織田政権との講和

『金鑑記』上巻には、天正八年（一五八〇）から天正十九年まで十年余りにわたる記事がつづられている。なかでも大きく紙面を割いているのは、天正八年の本願寺と織田政権との和睦およびその直後の動静に関するものである。

永禄十一年（一五六八）、織田信長は足利義昭を奉じて上洛した。以来畿内制圧を進める信長は、大坂の本願寺に対しても圧力を強め、結果元亀元年（一五七〇）九月、本願寺十一世の顯如は門徒の蜂起を号令し、以後約一〇年にわたり両者は断続的に争うこととなつた。織田領国と交錯あるいは隣接する東海、畿内および北陸では一向一揆が蜂起し、本願寺もまた単独ではなく、織田政権と敵対する諸勢力と連携する戦略をとつた。そして戦闘が激しくなるに従い、本願寺は大坂より宗主の一族である一家衆や、下間氏のような内衆⁽²⁾と称される直臣団を本願寺の力の及ぶ各国に代官として送り込み、一向一揆の統制を強めていく。

当初は織田方が不利な形成であったが、一向一揆の一大拠点であつた近江金森（滋賀県守山市）が元亀三年八月に落居して以降、徐々に形勢が逆転し、天正二年九月には伊勢長島の一向一揆が織田の大軍勢に攻め滅ぼされた⁽⁴⁾。また、一揆指導のために本山より各地に派遣され

た者たちは、やがて世俗の領主のような振る舞いを見せるようになつていった。そのため、越前では天正三年頃より下間頼照らの支配に反発した門徒によって一揆内一揆が発生し、同年八月にその虚をついて越前に乱入した織田軍によつて一揆は全滅し、頼照らは斬首された⁽⁵⁾。加賀支配のために派遣されていた杉浦玄任もまた、加賀の門徒国人衆により「悪逆」ありとして殺害され⁽⁶⁾、その後加賀に赴いた七里頼周も国人衆の弾劾を受け、本願寺によつて更迭されている⁽⁷⁾。近江金森や伊勢長島はともかく、越前・加賀の事例は本願寺の門徒統制の失敗が一揆崩壊の原因となつたのである。

さらに、本願寺と結んでいた近江浅井氏・越前朝倉氏・甲斐武田氏などが戦線から脱落していく結果、天正八年初頭段階において本願寺はほぼ孤立状態となつており、織田政権に抗する力は残されていなかつた。しかし、そのような状態の本願寺に対し信長が示したのは、長島や越前のような殲滅戦ではなく、朝廷を通じた勅命講和であつた。織田政権の一つの特徴として朝廷と緊密な関係を結んだことがあげられる。信長の時代の天皇は正親町天皇であり、信長の死まで両者の関係は良好な状態が続いた。織田政権やそれに続く豊臣政権と朝廷の関係について、山口和夫氏は「朝廷は武家の支配の客体であつただけでなく、統一政権に積極的に加担し、共生関係を築いた」と述べており、その方法として戦勝祈願や勅命講和が用いられたとしている。⁽⁸⁾そして、政権関係者から朝廷への「献上」に対し、朝廷から政権関係者への「下賜」がなされるという贈与の関係を構築することによつて、両者はさらに関係を維持・強化していく⁽⁹⁾。

他方本願寺は、四世善如の時代に龜山天皇および伏見天皇の勅願所に指定されて以来、朝廷とは浅からぬつながりがあり、織田政権と対立した顯如は、永禄二年（一五五九）、正親町天皇の勅によって准門跡となつていた⁽¹¹⁾。信長にとつて本願寺は長年自身を苦しめてきた一向一揆の中核であり、怨敵ともいえる存在であったが、正親町天皇や朝廷との関係を考えるうえでは、その扱いを無碍にできない存在でもあつた。

結局、朝廷からの勧めもあって織田政権と本願寺は講和のための下交渉をはじめ、最終的に天正八年閏三月、両者は誓紙を取りかわし、朝廷による本願寺の赦免という形で講和が成立した。顯如たちは蓮如以来の道場であつた大坂から退出し、紀伊鷺森へと向かうことになつたのである。

教如の別心に対する批判

ところが、顯如の長男の教如は、父顯如が講和の条件に従い大坂からの退去を準備しているさなか、「イタツラモノ、イ、ナシニ同心」し、「俄ニ別心ヲ發」したという（以下特に出典を記さない引用は『金鑑記』の記述による）。教如は、信長は表裏の人であり講和の約定を守るか疑問があると述べ、この際観慮へも断りを入れ、信長へも本願寺が大坂に居続けられるように働きかけ、これが容れられないのであれば籠城を続けるべきと主張し始めたのである。

当時の本願寺で、教如は「新門」あるいは「新門主」と称され、實質的に顯如の後継者として位置づけられていた。また、教如は飽く迄

も本願寺の総意の許においてという前提条件は付くものの、独自の権力機構を持つていた。当時本願寺には筆頭の内衆として下間頼廉・頼龍・仲之の三名がいたが、その内の頼龍が同時に教如個人の内衆でもあつたことは、天正八年四月に頼龍が越中の城端善徳寺に宛てた書状の中で教如を「当御所様」と称し、顯如と教如を合わせて「御両所様」と呼んでいることからもうかがわれる。先にあげた「イタツラモノ」は教如の与党、主として彼の家臣団を指していることは明白である。

本願寺の総意は、現宗主の顯如の発言力が大きくはあるものの、最終的に顯如と教如の合意のもとに形成されていたと考えられ、織田政権との講和も本願寺の総意であった。講和前に本願寺で行われていた事前協議の場でも反対意見を述べていなかつた教如の変心に対し、顯如は驚愕した。顯如は、すでに誓紙が取り交わされた以上、それを破り、あまつさえ勅命に背くという行為は天下に面目を失い、仏法による教化もままならなくなるとして、教如の翻意を試みた。しかし、教如はかたくなに信長に対する抵抗を主張し、大坂から退去はしたもの、諸国の門徒に檄を飛ばし続けた。ここに、本願寺の意は顯如の意と教如の意とに乖離したのである。また、教如は諸国門徒への文面に、顯如が隠居し自身が本願寺を相続した旨を記していたことから、顯如は「言語道断虚言共」と激怒し、門徒たちに教如に協力せぬよう指令するとともに、教如を義絶したのである。

これによつて進退窮まつた教如は、父顯如に側近して下間頼廉や、母の北ノ御方（三条公頼女、細川晴元養女、以下如春尼で記述を統一する）を介して顯如へ謝罪し、天正十年六月、信長が本能寺の変

で死去したのちにその義絶は解かれた。しかしながら、この一件は本願寺の将来に大きな禍根を残すことになる。教如が朝廷の意と、父顕如の意に背き、結果義絶されたという点は、後に反教如派の人びとにとつて格好の批判の材料となつたのである。

また、上巻末尾では、顯如の三男で西本願寺の祖となる准如（阿茶）に対する譲状および得度について記されている。譲状については下巻の考察で詳しく触ることとするが、准如の得度は「御家督ノ御剃刀ノ作法」で行われたといい、ここでも准如の正当性に関する布石を打つてゐるのである。

さて、下巻の考察の前に、その翻刻を紹介したい。なお、翻刻にあたつて旧字体は新字体に改め、「六」などの合字は「より」のよう開いている。また、読点を付すとともに、明らかな誤字などについてはカッコ付の傍注を付している。なお、「/」スラッシュは改行部分である。

（二〇丁目表）

京都へ御移住ノ翌年、改元文禄元年^{壬辰}月廿四日、上人御／齡五十歳卒、中風ニ而御遷化ナサル、教如三十五歳、顯尊廿九歳、准如十六歳ナリ、翌廿五日、北ノ御方ヨリ刑部卿ト川那部豊前／ト兩人ヲ使トシテ、光寿ハ三十五迄子一人モナシ、子細有ル事ナレハ、理光院／院准如上人^ヲハ養子ト定ラレ、焼香ヲモ次ニサセラレ宜カルヘキ旨ヲ仰入ラル、／サレトモオソカラサル御事トノ返答也、是ハ北ノ御方ノ思案

ニ而、譲状／タ、シケレハ、兎角ト穿鑿ニ及ヘハ家ノ躁動ト思召、カクハ料簡アラ／シコト也、シカルニ教如ハカネテ理門主ヘ御譲状アルコト粗存知ノコト／ナレハ、上人閉眼シ玉ハ、カスメテ家督ヲ取ヘキ用意ナレハ、日比ヨリ天下ノ／主君、邦々ノ諸侯迄因^{チナミ}ノ取寄ヲコシラヘ、数寄ヲタシナミ、遊山／観水ヲ催シ、方人モ多ク、最肩者有ル様ノ才覚ナレハ、外ニハ上人／ノ御名代ノ様ニセヨト^テ、内ニハ深キ望ヲ含テ、後日家督爭論ノ／時、一言ノ助言ヲ蒙ラントノ内存也、サテ御葬礼ヨリ以前、十二月五日

（二〇丁目裏）

暫御本所ヲ渡サレ、教如ヲハセシ北ノ御所ヘ母公・理門主移替玉ヘリ、／御灰寄ノ帰リニ別当職ノ席ニ著坐ナリ、其以前大坂抱様／ス、メタル徒党八拾余人、上人御存生ノ内ハ御勘氣タリシヲ、御遷／化ノ後其儘召カヘサレ、其トキノ定衆誓願寺・定専坊二人ヲ推コメ、／御勘氣福田寺・端坊ヲ定衆トナシ、下間少進奏者ヲメシアケラレ、／御勘氣ノ按察使ニ老トナサレ、ソノ頃豊臣秀吉公ハ朝鮮／征伐ノ為肥前名護屋ニ御在陣ナレハ、益田少将ヨリ木下大／膳方ヘ飛脚ヲ以テ住進ス、教如ヨリモ其儘使ヲ指下シテ、先師遷化／ノ案内ニ事寄、親キ方ヘ内証ヲ頼ミ、御朱印ヲ申受ラル、其御／書ニ云、

門跡不慮ノ儀、無是非次第、絶言語候、就中其方惣領ノ儀／候間有相続、法度以下堅申付、勤行無怠慢、當家相立／覺悟持事肝要候、然ハ門跡本坊ヘ被相移、其方之屋形ヘ

（二二丁目表）

引廻、母儀へモ孝行ニ候テ尤候、猶浅野彈正・藥院・木下／半助可申候、恐々謹言、

秀吉御朱印

極月十二日

本願寺新門跡

同北ノ御方ヘノ御書ニ云ク、

門跡遠行ノ事無是非次第、ヲホセラレ候ハンヤウモナク候、サリ／ナカラヨキ子達御持候マ、果報者ニテ候、新門跡惣領ノ事ニ／候マ、跡ヲツキ、家ノソ、ケサルヤウニカクコモタレ、門跡本坊ヘ移リ、／今迄ノ如ク申付、新門跡ノ所ヘ理光院ヲ移シ、ソナタモ相ゾハレコレアリテ可然候、猶々ツホネ・カウサウス申ヘク候、アナカシコ、

十二月十二日

秀吉御朱印

北ノ御方ヘ参

(二二丁目裏)

是二通ノ御朱印、益田少将飛脚ニ大膳侍一人相ゾヘホトナク／京著シ、徳善院ヘ渡ス、徳善院六条ヘ持參アリ、シカレハ彼讓／状ノ義申出ス可トノアラマシモ延引セリ、^(太)大閣ハ大明マテモシロシメ／スヘキ威光アマネキ時分ナレハ、此讓状ノ義ヲ申サハ、御朱印ヲ用／サルトカメノアルヘキナレハ暫時指置、御帰陣ノ刻ノコトヨトノ内存也、／教如

ハ御朱印二住セ文禄元年十二月ヨリ翌年八月マテ／九ヶ月間住持職ノ

風情也、文禄二年ノ春、教如ヨリ御陣所ヘ／見舞ノ御使進セラル、、次二代々当家ノ法物以下母儀ヨリ被／相渡候様ニ御言ヲ被加被下候様ニト申進セラル、同年秋ノ比／大閣御帰陣アリテ有馬ノ温泉ニオハセ

シトキ、御見廻ノタメニ母／公、理門主同道ニテ有馬ヘ下向ナサレテ御対面アリケレハ、先門主ノ／御弔仰ラレテ、跡ノ義ハ定テ委申ヲカルヘシナトアリケレハ、先師ノ／義ハ大中風ニテ、臨終無言ニテ卒化アラレシ由ヲ申シ玉ヘハ、終ニ焉ノ

(二二丁目表)

砌ハサモアレ、尋常ノ時サタメテ家ノ法度以下後々捷ヲモ申／ヲカレナントアリケレハ、御言ノ端宜キ次午トコ、口ヘテ、家督ノ義ハ理／門主ニ申付ラレ候ト、トリアヘス仰ラル、其時仰ラル、ハ末ノ子ヲ家／／督トシタル先例アルヤト問玉ヘハ、開山已來惣領ニカキラス、庶子ニ／ヨラス、其子ノ覺悟ヲ見テ兄弟男女隔ナク讓状書置レシヲ、家／督ト崇^{アカムルムネ}旨ヲ明カラヘ玉フ、大閣キ、玉ヒテ、サモアルヘシ、其領我不／案内ニシテ去冬肥前陣所ヨリ朱印ヲ送ル、乍去本願寺ハ天子ノ／勅願所ナレハ、閑白ヨリ禁裏ヘ奏聞申サセテ、勅諭ノ趣ニ任スヘシ、／加様ノ義ハ仮初二ハキワメカタシ、大坂ニテ意靜ニ聞届^{ト、ケ}ント仰セラル、其／後大坂ヘ御帰城アツテ、上取是出入ノ趣奏聞アリケレハ、イカヤウニモ／宜ク扱ヘシトノ勅答ナリ、則御兄第呼玉ヒテ実否ヲ穿鑿シ玉フ、／教如日頃ノ才覚ハ此度ノ為ソトタノモシク思、万カヘシモシソンシハアラント／思入ラル、サテ理門主ヘ尋玉フハ、先師ノ讓状慥ニアリヤトアレハ、

讓状

(二二丁目裏)

慥ニ致^二所持候トテ、御開山已來代々ノ御讓状并ニ教如不義／故ニ先住ノ家讓ナキ段ニ、勘當ノ佐言ノ誓詞ノ次第仰セ上ラル、／扱教如ヘ仰ラル、ハ、理門ノ方ヘ讓状アルヤト急度相尋処ニ、慥ニ／アルヨシ

申サル、定テ先門ノ筆跡マキレアル分ラス、其方ヘモ一覽／セシメ
テ実否ヲ決スヘシトアリシカハ、庶子ニ讓状アリト云コト当家／二例

ナシ、サラニコ、ロエカタシ、ナンソ惣領ヲサシオキ理門ニ讓状アル
ヘキ／子細候ハス、実否ヲタ、シ玉ハルヤウニト申上ラル、重テ理門
主ヘ是赴／仰聞ラルヘハ、当家ニ例ナシト云コト開山以来ノ讓状ヲ曾
テ一見／ニモ及ハサルユヘニテ候ト而、代々御讓状不残台覽備ヘ、開
山／惣領ノ善鸞ヲ指置テ、末子ノ娘覺信ニ家督ヲ譲リ、三代ノ／覺如
ハ惣領ノ存覚ヲ指置、次男子善如ニ譲リ、八代ノ蓮如ハ惣領ノ順如
ヲ指置、五番目ノ先兼ニ譲リ申サルト、先規ノ古実ヲ／仰立ラル、右
件ノ理非ステニ賢慮分明ナレトモ、サスカ日頃ノヨシミト

(二三丁目表)

思召テ、施薬院・長束大蔵・木ノ下大膳・中山城守ヲ御使／トシテ
教如ヘ仰示サル、ハ、理門方ニハ譲状アレハ、証文埋カタシ、幸／其
方ハ年モ長、理門ハ若年ナレハ、其方ノ子トセラレ、十箇年ノ後ハ／
隠居セラレ、兄弟二世ノ住持職ヲツメラレ然ヘキ由仰入ラル、コレ
／教如ノ為ニハ忝ナキ慤志ナルニ曾テ承引ナシ、大閻以ノ外ニ色ヲ／
オコシ、人ノ芳志ヲオモヒシラヌ人ニハ料簡モ扱モ徒コトナリ、禁裏
ノ御内意モアルモノヲ其聞分モナシ、王土ニ住ナカラ其命ニソムク
ハ／以ノ外ノ次第也、柳譲状ヲ徒ニナシ家督ヲ奪、徳ヲ我身ニエテ／
天下ノ誹ヲ大閻ニアタヘントノ申分沙汰ノカキリナリ、是故ハ譲状開
テ／証文ニ任ヘシト座席立テ入玉フ、重テノ仰ニハ、予ハ隠居ナレハ、
天下ノ万ノ事ハ當関白秀ヨリ奏問ヲ經テ勅命ニ任セヨトテ、関白殿ヘ
案／内アリシカハ、終ニ禁中ノ御沙汰トナル、即後陽成院御宇文禄／

後九月十七日

施薬院

（二四丁目表）
思召テ、施薬院・長束大蔵・木ノ下大膳・中山城守殿
教如ヘ仰示サル、ハ、理門方ニハ譲状アレハ、証文埋カタシ、幸／其
方ハ年モ長、理門ハ若年ナレハ、其方ノ子トセラレ、十箇年ノ後ハ／
隠居セラレ、兄弟二世ノ住持職ヲツメラレ然ヘキ由仰入ラル、コレ
／教如ノ為ニハ忝ナキ慤志ナルニ曾テ承引ナシ、大閻以ノ外ニ色ヲ／
オコシ、人ノ芳志ヲオモヒシラヌ人ニハ料簡モ扱モ徒コトナリ、禁裏
ノ御内意モアルモノヲ其聞分モナシ、王土ニ住ナカラ其命ニソムク
ハ／以ノ外ノ次第也、柳譲状ヲ徒ニナシ家督ヲ奪、徳ヲ我身ニエテ／
天下ノ誹ヲ大閻ニアタヘントノ申分沙汰ノカキリナリ、是故ハ譲状開
テ／証文ニ任ヘシト座席立テ入玉フ、重テノ仰ニハ、予ハ隠居ナレハ、
天下ノ万ノ事ハ當關白秀ヨリ奏問ヲ經テ勅命ニ任セヨトテ、關白殿ヘ
案／内アリシカハ、終ニ禁中ノ御沙汰トナル、即後陽成院御宇文禄／

光寿在判

（二三丁目裏）
玉フ、ケ様ニ禁裏・公方評議明白ノ上ニテ終ニ御本所ヘ移玉フ、即
准如上人ヨリ御礼状ヲ進セラル、其御書ニ云、
本願寺留守職ノ儀、開山已來代々手次ノ証文、同先師光／佐任讓状ノ
旨被仰付忝ク存候、學文勤行等ノ嗜不可解／怠候、就光壽事如光佐在
世ノ時來儀不可有相違候旨、／宜願御披露候、恐惶謹言、

後九月十七日

施薬院

本願寺光昭

長束大蔵太夫殿

木下大膳殿

（二四丁目表）
自判ニテ一紙ヲ進セラル、其状ニ云ク、
本願寺留守職ノ儀、從開山代々証文、同先師光佐讓状、対／光昭明鏡
ノ儀令拝見納得仕候、然上ハ雖為第任寺法ノ／旨光昭事如先師可致尊
崇候、聊以違背ノ儀不可有之候、／大閻様被加御意候段難有存候、知
仕候由宜願御披露、恐惶謹言、

（二三丁目裏）
本願寺留守職ノ儀、從開山代々証文、同先師光佐讓状、対／光昭明鏡
ノ儀令拝見納得仕候、然上ハ雖為第任寺法ノ／旨光昭事如先師可致尊
崇候、聊以違背ノ儀不可有之候、／大閻様被加御意候段難有存候、知
仕候由宜願御披露、恐惶謹言、

長束大藏太夫殿

木下半助殿

山中橋内殿

是一紙後代ノ証拠ナレハトテ准如上人ヘ渡サル、其後閑白・大閣／両

御所ヨリ御書判ニテ奉書二通參ル、其御奉書ニ云、

本願寺影堂留守職ノ事親鸞聖人以來代々証文、殊先

(二四丁目裏)

先光佐対光昭讓状依明鏡、則經
叡慮訖、然間／雖三男任寺法ノ旨可
相続、弥勤行等不可有懈怠／者也

文禄式

十月十三日 秀次御書判

本願寺殿

次第二大閣ノ御書ニ云、

本願寺影堂留守職ノ事、親鸞聖人以來代々証文、殊／先師光佐御讓状
明鏡ノ次第、則殿下経叡慮、雖／為三男任寺法ノ旨光昭ニ被仰付尤ニ
候、然者勤行等弥無／懈怠可相勤事専一二候也、

文禄式

十月十六日 秀吉御書判

本願寺殿

加様ニ両使ヲ以准如上人ヘ御渡シナサル、如是事訖テ准如上人ハ本／

寺ノ家督ニ備リ玉イ、教如ハ寺内御堂ノ北ノ御所ニ閑居シ玉フ、則

(二五丁目表)

唯今ノ御堂ノ庭、蓮池ノ南ニ松ノ樹三株アリ、其松ヨリ一間半／計北

ノ築地東ヨリ西マテ是アリ、コノ築地ヨリ本国寺堺ノ川上／南北四拾
メ四四、五間計、東ハ川ヲ限也、入口ノ門ハ今ノ明覺寺門／ノ向ヒ程ニ
タル、御堂広間・玄関・台所ナト迄建ラル、昔ノヨシ／ミヲ思フ坊
中ナトニハ興正寺ノ如クニニキヤカ也、九月ノ間御後見ノ様ニ住持職
ヲツトメ玉フガ、閑居シ玉ヘハ、諸人ハ御隠居ト／申ナラハシ、又ハ
御裏トモ申ケル、或ハ准如上人ヲ背キ、御裏ヘトノミ／思フ族モアリ、
サレトモ一代ノ別当職ヲ持玉ヒタルニハ隠居ト申ヘケレトモ、次第／
相承ニアラサレハ、閑居トモ逼塞トモイ、ツヘシ、其後諸人モ群集シ、
坊主分モ馳／走シケレハ、誓紙ヲモ破リ、一ツ書ノ起請ヲモ用ス、或
ハ朝勤ノ後ニ但念／仏ヲ申シ、法物裏書ヲモ書アタヘ、四通ノ夏文章
ヲモヨマセラレ、／諸事本寺ヲ蔑如ノ風情ノミナレハ、北ノ方如奉禪
尼ヨリ家老ヲ
(二五丁目裏)

以テ停止セラルヘキヨシ仰ツハカサレ、教如ヨリ御返書アリ、其書ニ
イワク、
一夏ノ文ノ事、顯如存生ノ時モヨマセ申候、

一朝勤ノ後百返念仏ノ事、法義ニ付ハ子細有之故、申事ニ候、
一申物ノ事、是モ顯如存生ノ時ヨリ書申事ニ候、

隠居ニテモ書來ラレ候事歷然ニ候、其上先事大坂ニ於テ／家督ノ儀相
渡サレ、既ニ顯如ノ跡ヲ請取申、其刻庭田殿・／勸修寺殿御下候ニ付
而、御兩人ヲ以 禁中ヘモ被申上候而、／其使共ニ今名有之事候、殊
顯如死去以來兩年及家督ノ／儀ニ候、然時ハ余ノ親類ナト、ハ替ル付、

右ノ通ニ候、

文禄四

八月廿五日

光寿判

筑前殿参

下間刑部郷法印頼兼・下間少弐法印頼賑書写帰申候、重而ツカハサル、趣ノ写シニ云ク、

(二六丁目表)

内証ノ事ヲ書シル申事、世上ノ外聞迷惑ナカラ、彼ノ方ヨリ申サル、ニ付テ事タカヘトモ、ハシノヲカキ申候、

一夏ノ文事、センシヨリユルサレ候シセウコレアルコト候也、

一朝勤ノ後百返念仏ノ事、是モセンシよりユルサレ候シセウアリヤ、

一申物ノ事、センジノ時ヨリ書申サレ候ヨシ師匠候ヤ、カノ方ヨリ/

センシヘタイシ仕ル間敷由ノ誓詞アルコト

一蓮如上人ノ隠居コトハ、昔ヨリ有キタリタル隠居候得ハ、申物ハ力、
レ候ガ、又教如ノ隠居ト申ハ中々沙汰ニヨハス候事、其子細ハマ
ヘノヨリ惣領マテモセンシヨリ譲状ナク候ヘハ、家督ニテナク候、
譲状候ヘハ一日ナリトモ隠居ト申ヘク候コト、一センキヨリ世上ノ
家督渡シ候トヘイトモ、/仏法ノ家督渡サレス候ヘハ、代々イラサル
コトニ候、毎ニ教如ニハ世間モ/仏法モユツリ申サル、コトハナク候
問、書物ナトノコトハアラサルコトニ候、/大坂ニテ世間ノ家督ユツ
ラレ候由申サルニ付テ、其トキ其義ナキ

(二六丁目裏)

由諸国ノ門下中ヘ申触ラレ候センジノ自筆ノ状コレアルコト、

(二七丁目裏)

一大坂ニテ信長殿ト御アツカヒニツキ、センシト教如ト禁裏ヘモ信/
長殿ヘモ誓詞ニテ御請申上ラレ候処ニ、其筈チガイ、ムホンヲク/ハ
タテ、大坂ヲカ、ヘラレ候コト法義ニチガイ、沙汰ノカキリニテ候、
其/故ヲ以テ家督ヲ渡サレサルコトニ候、昔モスコシノ言ノアヤマリ
ニテサヘ/エツラレサル例アリ、開山ヨリ今迄ニ教如ノコトクニ身体
シタル、コト、親/類ニモタメシナキコトニ候、悉ク法義ニチカイタ
ル時ハ、昔ノ例ヲヒカル、/コト難心得候、

一カリ物何事モノソミノコトハサタノカキリニテ候、加様ノ義トモ道
理/ニハセメラレナカラ、ヒソカニ坊主・門徒ヲマネキアツメラレシ
カハ、准如上人/廻状ツカハサル、其文ニ云、

急度被仰コト候、近年寺法相背、諸国手次已下混乱ニ付、/被仰付事、

(二七丁目表)

一先年顯如上人鷺森ニ御坐候刻、教如様御懇望ノ砌、/種々御理立之、
雖事多御本尊・名号其御免物ノ儀御/家督無御相伝候者、対諸人被書
与間敷候通、御詞ヲ以被/仰入候間、案文ニ写進之候条、可有披見候、
如右之處、無所詮段、其砌軒而御誓詞ノ筋御違變無/勿体儀、被忘仏
陀冥感条、何有三宝之擁護手加之、御/身上猥ケ敷儀旁顯如様無曲被
思召、御家督之義當門/様へ被參候御譲状見、又明鏡候、則案又被顯
別紙候、/然処教如様被勞御本寺候、法御門下之儀御裁判聊/以不
謂儀ニ候、

一御開山以來雖為御兄弟中、法流御相続之段、先師次第/之儀歷然ニ
候証文 大閻様聞召付、悉被遂御一覽、則/經覩慮、如先例被仰付事、

一右ノ赴^(越)末々族ヲ難聞分、迷正路ニ段如何条、態企使仗節被仰下候
条ニ存、其上早令帰^(往カ)仗御承候通、仏法・世法共ニ可被^(ミ)相守、宗旨
ノ御法度計候、且可為仏法興隆者也、仍被仰出候/処如件、
此紙面諸國ヘ触ツカハサル、文禄四年ニシテ改^(マニ)文慶長、教如閑居

/六年目、慶長三年^(戊辰)正月十六日、母堂如春禪尼御往生、教光院ト号

ス、顯如上人御遷化ノ割^(割カ)、御拾骨ノ帰リニ御局ニ/オヒテ御薙髮也、
教如剃刀アラレ候也、如春禪尼御最後近/^(クナリ)玉フニ、教如ニハ歌
舞酒宴ノ会也、湯水ヲトルマテマソナク/トモ、セメテ子トシテ母ノ
死期ヲ悲マス、謡サカモリスルハ余ノコトヨト/病床ニテ恨思召ス、
御往生ノ後、教如モ世上ノ謗難ヲ思召シ、興/門主ヲ使トシテ往生ノ
容顔ヲ見タキ由ヲノヘラルレドモ、遺言/難背、其望モ不叶、葬礼ノ
トキハ加賀大納言殿^(前田又左衛門利家ナリ)

(二八丁目表)

色々扱ヲ以テ葬場ニ出、一家一門焼香スキ、後ニ教如タ、一人焼香/
シテ帰リ玉ヒ、灰寄ノトキモ骨拾タキヨシ興門主ヲ頼ミニ玉ヘトモ、カ
ナハサルト/也、同年八月十八日、大閣秀吉公六十三歳ニシテ薨^(カウゼイ)逝シ
玉フ、大坂秀頼御/在城、東照大權現閥八州ヲ領シテ御後見ニシテ、
國家安泰也、シカレトモ/奥州ノ長尾^(カズマニシ)景勝御下知ニシタカハサレハ、
大權現是ヲ^(越)対治ノ為ニ/慶長五年^(庚午)、如レ本御年譜ニ八月ノ比奥州ヘ
発向シ玉フニ、/教如陣中ヘ御見舞ノ為下向シ玉フニ、石田治部少輔
三成ハ時ノ執/權ニシテ、江州佐和山ニ在城セリ、暇乞ノ案内アリケ
ルカ、治部ハ内々/蜜^(密)力ニ与党ヲ集メ、大權現ノ御治世奪ハント謀叛
ヲタクム割ナレハ、/使者^(松井又左衛門)ヲ以奥州下向ヲシヒテト、メラル、サ

レトモ教如ハ退居以後/我慢惡情弥ツヨクナリテ、准如上人ノ御方ナ
ニカタアシクナルヤウニトノ/内存ニテ申シ玉フハ、追付本門ニ罷下
候、本寺家督ノ儀ナレハコレハ押/留ラレ候ヘ、我ハ隠居ノ身ナレハ
関東一見ノ為ニ罷下度ノ旨也、是ハ

(二八丁目裏)

自身ノミ大權現ヘ懇情ナル由ヲヘツロウ造意ナリ、其後准如/上人
為^(陸)奥州御陳^(左衛門)御見舞/下向ナサレ、佐和山ヘ案内アリ、治部/猶以押留
ントテ使者^(三井四郎)ヲ以テ堅ク留申サルレトモ、種々/御断ニテ、既ニ三
州岡寄マテ御到著ノ處へ治少ヨリ是非/御留リナクハ、以大軍御寺内
破却申スヘキ旨申入ル、ニ依テ、是/大事ト思召シ、本寺ヲ破却シ開
山ノ本像滅亡アリテハ何ノ詮モ/ナシ、重テ此段御断申サルヘキノ内
談ニテ、岡寄ヨリ両使ヲ奥/州陣陣中ヘ下シ、三州マテ罷下候得共、病
氣指發申故使者ヲ以/テ御見舞ナサル、トノ義也、教如ハ奥州ニ到著
シ、且ク逗留ノ内ニ/治少謀叛ノ旨其聞ヘアリ、其レヨリ教如ハ上洛
也、サテ奥州軍勢/ヲ引分ラレ、大權現濃州加納マテ移玉フ、終ニ閑
原合戦アリシニ、/十月十五日打勝玉ヒテ、大權現御理運ニナル、其
内尾州名護屋ニ/御在陣ノ處へ、教如ヨリ十七箇条ノ条数ヲ以テ准如
上人ノ事讒言

(二九丁目表)

マチ/也、第一治少ト一味シテ三州ヨリ引廻ス、第二ハ下間少進/
子民部卿・下間美作子三位是等ヲ大將トシテ三千ノ加勢/ヲツカハサ
ル、三ニハ鉄炮ノ玉薬數千斤分カ、ソノ外大閣ヘ三百六十牧/ノ黄金
毎年指上ントノ契約ニテ、謀書ノ讓状ヲ以家督ヲ/奪取ナト、ノ条数

虚言ヲカマヘテ讒言サマ／＼也、其後関原／御凱旋有テ治少ヲ対治シ
御上洛、伏見ノ西ノ丸ニ在ス、諸公家・諸督・門跡何モ不レ残喜祝
ノ礼義ヲツトメ玉フ、准如上人御礼可有／トノ案内仰入ラルレトモ、
讒言誠ト思召ヤラン、御機嫌以ノ外ニ惡／敷シテ、御礼ノ義カツテ取
次人モナシ、同月廿四日、治少一味ノ悒敵／安国寺長老忠道ケヒ中国へ逃去
トテ、近付ナレハトテ寺内端坊へ立寄／一飯ヲ乞請テ立出ル、京ノ執
權奥平美作守跡ヲ追テ七条／朱雀ニテトラレケル、端坊越度トテ三条
川原ニテ梶首セラ／ル端坊明勝室ハ刑部卿頼慶息女、力ヤウノ事ツトヒテ弥大權現ノ御機
嫌宜シ

(二九丁目裏)

カラス、准如上人難義ト思召シ、時ノ執事本多佐渡守正純ハ御／宗門之
人成ナレハ、浅野紀伊守ヲ以テ内談トシテ佐渡守へ御／対談有而、種々
讒言ノ趣ヲ御断委仰入ラレ、大權現ノ御前／可然頼玉フ、夫ヨリ佐渡
守御前へ出ラレ讒言トモ一々申開ル、先／三州ヨリ上京ノ義治少一味

ニアラス、本寺破却ヲ難義ト存／セラレテノ義ニテ候、関原へ籠城申
者ノ事ハ近年無力ニ／テ扶持致サレ候コト也既カタク、大勢窄人致シ候
故ニ援力ケニ籠／城申者モ御座候、少進子ハ不義ノ子細アツテ勘当者
ニ而／候、更ニ本門主存知ナキ事ニテ候、加勢、玉葉ナトノ義ハ跡／
形ナキ虚説ニテ候、美作守子三位力事、其已前越前籠／城ノ時マカリ
下リ候、皆加様ノ不都合ノ讒言ニテ候、本門主ノ義／ハ先門跡ノ讓状
明鏡ノ上叢覽ニ及ヒ、公儀明カニ本寺ノ作／法ニ任セ家督ニ仰付候、
加様ノ儀トモ悪敷様ニ申上ラル、義

(三〇丁目表)

誠迷惑致サレ候、此上ハイカ様ニモ御意次第二可仕候トノ内存／私迄
申コサレ候ト、又内証カラハ尾張大納言殿御母儀／俗名御龜後出家号相応院トヲタノ
ミ玉イテ不残御断ヲ立ラル、ニ、大權現巨／細不残キコシメサレ、終
ニ上人首尾ヨク御礼ツトメラレタマイタル／コト也、其後本田佐渡守、
大權現ヘ申上ラル、ヤウ此次手ヲ以テ／教如ヘ別ニ境内ヲツカハサレ、
兩家子細ヲ申上ラレシカハ尤ト思シ、京ノ／所司代板倉与左衛門後二
賀守勝里・加藤喜左衛門ト兩人へ仰付ラレ、今ノ／裏方ノ境内ヲ渡サレ候、
ミラレ、傍示ノ境広シトテ西洞院ノ／川中ニ傍示サレ候、下間刑部卿
兼廉マカリ出、境内ノ広キ子細／ハ大閣ヨリ当地拝領ノ時、御門跡領
内ニ公儀ノ海道大宮・堀川・油小路・西洞院・新町五通アリ、此海
道ノ分者御門跡／ノマニ成間敷候、其替ノ余地ヲ相渡ヘキノ由被仰付
候故分量広ク

(三〇丁目裏)

御望候、九重ノ海道中分ヨリ八間也上古ハ十六間ノ由也、車四両引違候程ノ／广ナリ、
右ノ趣色々断申サルトモ、加藤喜左衛門更ニ同心ナシ、板倉与／左
衛門ハ虛病イタシ出ラレス、右ノ段々准如上人ヨリ御断仰入ラレシカ
ハ／理不尽ノ仕合、沙汰ノ限りト思召トテ喜左衛門ハ切腹被仰付、
ソレヨリ新町ヨリ東ノ方ニ境内ヲ渡サレタリ、其後寺内ノ堂舎等ヲ
移サレ／川縁石迄ヒロイ移テ、慶長六年ニ新地ニ移住シ玉フ、閑居ヨ
リ／九年目、教如十四歳ノ比也既、閑居ノ跡、屋敷ノ築地ヲモ、石垣ヲ
モ／崩運、跡ニハ細竹ニテ垣イヒマワサル、竹シゲリテミクルシカル
シ体／ナレハ、重而相応院殿ヲタノマレ、大權現ヘ御断アリシカハ、

終ニ大權／現ヨリ此方へ御渡シ被成タリ、夫ヨリ＼＼道二筋二町ワリ
アリテ／侍衆・院家衆・広都検校等カ住宅トナレリ、元和三年丁ノ極
月廿日夜、御堂御所中不レ残炎焼シ御再興ノトキ、御堂／ノ築地北ノ
二間計広ケラレ候テ今ノ通也、教如ハ新地へ移住

(三二丁目表)

ヨリ十四年ノ後、慶長十九年甲寅十月五日、五十七歳ニテ往生／セラレ、
東ノ河原ニテ葬礼アリ、宣如泰院後号東十一歳ニテ相続也、／寛永・正保ノ
比マテ信淨院ト申シ、諸方ノ書札ニモ信門トカ、レシガ、／イットモ
ナク本願寺トイ、ナスヤウニナリケル、公儀ヲツクロヒサマ＼＼ノ／

賄賂ヲ以テ、公方ヘノ御内書ニモ本願寺殿トカキイツルヤウニ才覚／
アリケル也、扱教如新地へ移住ノ後、祖師ノ木像ヲ安置シタキト／
ノ大望斜ナラサレハ、黒谷ノ像ヲ乞求ラルレトモカナハス、報恩寺ノ
像／ヲ望メトモ不叶、常陸人廻橋猿鳴妙安寺ニアル像ヲ色々ニ／懇望
セラル、ニ同心セリ、サルトモ北条氏政ヨリ三代ノ間関東宗／門ヲ
キラシ故、諸末寺皆他宗ノ如クニナシ時、妙安寺モ木像ヲ土中ヘ久
ク埋カクセリ、其内ニ湿氣ニクチ損シ、蟻虫ノ巣トナラセ玉ヘハ、木
像／ハ朽木ノ根ノ如ク御面貌モナシ、コレヲモリ登也、御厨子ハ美麗
／ヲ尽テ拵ヘ、諸方ノ触流ニモ関東ヨリ自作ノ御影像御上洛

(三二丁目裏)

アリトノ、シレトモ甲斐モナシ、教如ハ泪ヲ流シ是程ニ祖師ノ冥加ニ
ツ／キタルコトヨト歎キ玉フ、夫ヨリ新造ノ企アリ、御真影ヘ七十余
度御／戸ヲ望テウツシ申セトモ更ニ似玉ハス、其仏師ハ七条ニ住ス定
朝トモヨリ十八世ノ孫康住法印ト云者也、康住猶子ニ大式法橋／モトニ

作ル、堀川通下立堺ニ樽屋長左衛門ト云者剃髪／シテ了雲ト云、コノ
了雲モ康住弟子ニテ手伝シタルモノナリ、／新像出来ノ後ニヨリツベ
クモナク、毎ニ御首以ノ外ニウツフカ／セラル、ニヨリ、クサビヲカ
ヒ申ヘキ由教如ヨリ仰ラル、仏師ノ法ニ／木像ノ首ヲキリテクサビカ
フナト、アルハ法ニ背トテ種々断申ス、／サレトモ達テ被仰レハ是非
ニオヨハズ、クサビニ年号月日御望ノ段々／委書付テ、其クサビヲカ
ヒ申スト也、其了雲ガ子ハ烏丸通／四条下ル町ニ居シテ慥ニカタリキ、
仏師ノ系図ニモ其由緒シル／セルヨシナリ、

(三三丁目表)

カク両本寺替ラヌヤウニモテナシ玉ヘトモ、本寺家督ノ筋目故ニ／毎
年禁中ヘノ諸礼ノ時ニモ、公方將軍御上洛ノ時モ准如上人／良如上人
先ニ御礼式等アツテ、其後信門跡ツトメラル、慶長／八年癸卯二月
十二日、大權現征夷大軍／任シ玉フトキ諸礼アリシニ、／教如先ニツ
トメントテ奏者頭人ヘ賄賂シテ、准如上人七番目ニ／出玉フ其先ヘ教
如中座マテ押出ラル、下間刑部郷太刀折紙ヲ／以本門跡ト高声ニ呼ツ
テ渡ス、下間大進又太刀折紙ヲ信／門跡ト出ス、奏者ノ式部少輔両方
トモニトラスシテ、是ハドナタ／カ先ゾトアリシカハ、善阿弥トリア
ヘルス官位次第ト申ス、勸修寺／大納言ノ家頼モカネテ約束ナレハ、御
同官ナレトモ信門跡先官／ナリト申ス、道阿弥先官次第＼＼ト云、是
アラソヒテ内ニ准如上人ハ／七番目ノ座ニツキ玉フ、奏者既ニ信門
ヲ太刀折紙ヲトラントス／ルトキ、刑部卿額大音アゲテ官位ノ穿
鑿ハ他宗ノコト、一宗ニ於テ

(三三丁目裏)

本寺ノ家督指置外ニ争ハアルマシキ御事ト申サル、夫ヨリ／准如上人
御礼事畢テ右大臣大將軍御座ヲ立テ入ラセ玉イ、／其日御機嫌アシク

シテ式部ハ奏者役ヲメシ上ラレ、善阿弥・／道阿弥ハ追放セラレ、勸

修寺ヘモ御トカメアリシト也、其後慶長／九年^{甲辰}六月右大將秀忠公御

上洛、慶長十年四月右大將／秀忠公台征夷將軍ノ宣下御上洛、ソレヨリ度々

御上洛ノ時、／准如上人先ニ御礼勤玉フ、其後寛永十一年^{甲戌}七月廿日、

大猷／院殿^{家光}御上洛ノ時、裏方宣如ハ大僧正、良如上人ハ正僧正ニマ

シマセハ、年臘トイヒ、先官トイヒ宣如先々御礼勤ラレ度トテ／板

倉周防守^{重宗}ヲヒタスラニ頼ミ玉ヒ、色々才覚アレトモ、本寺／家督

ノ義先例等ヲ聞届ラレ、其上安藤伝良ト云旌／本衆申サル、ハ、坊^防

長兩國ノ太守毛利長門守ハ侍従^{ジシユウ}ニシテ末子也、／長府ニ在城也、毛利

甲斐守ハ寄相ニシテ惣領ナレトモ家督ニ

(三三三丁目表)

非ス、長門守ハ末子ニシテ侍従ナレトモ毛利家ノ家督ナル故ニ、長／
門守ハ先ニ御目見アリ、此例ヲ以テ宣如先官惣領ナレトモ／家督ニア

ラサレ者、良如上人先ニ御目見可有之儀トアリテ、／七月廿五日二条

ノ城ニテ良如上人御礼アリ、廿六日ニ宣如御礼／アリ、其後寛永癸未

年正月、禁裏諸礼ノ節、又宣如ヨリ／右ノ申立ニテ、先ニ參内アリ度

トツクロイ玉フ、コノ方先例／改カタキヨリテ、板倉周防守ヨリ年頭

サンダイ双方トモニ／御延引候ヤウニト申入ラレテ、其年ノ參内コレ

ナシ、捨テヲクベキニ／非ストテ、同年霜月十一日由緒書^{カキ}ノ條数ヲ以

テ伝奏ヘ入／ラレ、翌年^{正保}元^改春江戸ヘモ仰入ラル、

保^{正保}

二乙酉年正月伝奏菊亭^{キクイ}大納言^{秀経}卿・飛鳥井^{宣雅}卿／ヨリ、明十九日ニ

参内ナサル、ヤウニト申来、ステニ用意セシメ玉フ／処ニ、十九日早

朝又板倉周防守ヨリ申コサル、ハ、今日御参内

(三三三丁目裏)

ツカヘ申コトニ候間、先御無用ニ可被成候、重而御左右可申上候／由
申来、ソレヨリ今ニ及マテ其通也、^{万治四年辛丑}曆^{此年既文}春三月、

祖師聖人四百廻ノ御忌ノ時、大谷^{龍谷}ノ御堂再／興ナサレ、御遺骨ヲモ

諸人ニオカマセラレ、御庵所ヲモ今ノ／処へ移サレシトナリ、此時表
裏トモニ天下ノ坊主・門下皆々／上洛シケルニ、裏方ノ新造鎰石ノ偽

金アラハシケルカ、ナトガナト／思入ラレテ、方々東山辺ヲ尋ラレケ
レトモ、カツテナカリケルニ、／長樂寺ノ南双林寺ノ東ノ麓ニ袋中開

基ノ小寺／アリ、袋中菴ト云、寛文六曆ノ比ソレヲ買得テ袋中菴／ハ

五条橋通大谷ノ門前ヘウツル、其跡ノ山麓ニ教如・宣／如ノ死骨ヲ移

サル也、夫迄ハ裏ノ寺内七条通ノ北敷ノ中ニ／アリケルコト予モ度々

見ハンヘリヌ、サテ祖師ノ御骨トテ先／年拝セラカレシガ、此度祖師

ノ御運骨アルヘキ子細コレナシ、蓮

(三四四丁目表)

如上人ノ御骨ヲ諸人へ申請シコトアリ、越後高田淨興／寺・河州大井

盛光寺・加州勅使願成寺等也、コレラハ／皆蓮如上人已後代々御骨一

粒ツ、拝領申也、淨興寺ヨリ／指上ラル、ナト、披露アルハ無^{不覺束}、

絶テ祖師ノ御骨ニ／ハアラシ、末ノ世々ナラハ誠ト人ヤ迷ヒナン、浅

間敷コトニハアラスヤ、／又カノ新塚ヲ延仁寺^{下脱カ}号^{寺号}スト諸人ニ申触ラル、

祖師ノ火／葬場ノ名ヲ盜ノミナラス、方処相違ノ嘲リ恥カシキ／コト

ニハアラスヤ、御伝書ニモ吉水ノ北ホトリニ仏閣ヲ建、／骨掘渡スト

アルトハ大ニ相違ゾカシ、加様ノ義ヲ以テ鑑石ノノ金ニ似タルトモ、
実ナキ偽ト云コトヲ可知也、

金鑑記下巻終

(三四丁目裏)

此書者光隆寺大可師造也、秘而世ニ無板校興門主御堂衆徳成寺新發
知意貞山ト云人所持、予深所望シテ書写ス、世流布之表裏問答者金
剛寺造也、

豈享保十二末年二月廿日 満調之

主古仙

顕如讓状の正当性
下巻では天正二十年(文禄元年、一五九二)から万治四年(一六六一)
年までの記事が綴られる。

天正十九年に豊臣秀吉に七条堀川に寺地を与えたことにより紀
伊より京都へと移転した本願寺では、翌文禄元年十一月に顕如が死去
した。教如は直ちに肥前名護屋に在陣中の豊臣秀吉に対し顕如の死去
を報じ、秀吉はこれに応えて教如が「本願寺新門跡」として繼承することを承認した。ところが翌年の秋、教如の母如春尼は准如を連れ、
肥前より帰陣に際し有馬の湯に逗留していた秀吉のもとを突然訪れ、
教如の本願寺繼承に関する非を訴えたのである。そして、その論拠と
されたのが上巻にも引用されている顕如の讓状であった。ここではそ
の本文を「本願寺文書」でみてみたい。

讓渡状

大谷本願寺御影堂御留守職之事、可為阿茶者也、先年雖書之、猶
為後代書置候、此旨於違背輩在之者、堅可加成敗者也、仍讓狀如
件、

天正十五^亥曆極月六日

阿茶御かたへ^{〔13〕}

光佐(花押)

この讓状については近世以来真偽の論争があり、准如の本願寺繼承
を正当とする西本願寺側では当然ながらこれを真本と主張した。現代
の真宗史研究においては、辻善之助氏が『日本仏教史』で偽書と断定
して以降、一貫して偽書とされてきたが^{〔14〕}、近年再びこの真偽が議論に
上がるようになつた。金龍静氏がこの讓状について他の顕如の自筆文
書と筆跡を比較するとともに、花押の形状から顕如の真筆と断定した
のに対し、上場顕雄氏もまた筆跡・花押および当時の本願寺の動静、
政治状況から判断して偽書であるとの反論を発表するなど、いまだ決
着を見ていない。^{〔15〕}

この讓状が問題とされてきた背景には、それが初めて披露された當時から諸人がその真贋を疑つたこと、またその後西本願寺の正当性を
主張する『金鑑記』や『本願寺表裏問答』などの諸書が讓状について
の疑義を説明しきれなかつことなどが挙げられるであろう。何より
も、この讓状がその記述通り天正十五年に作成され、さらに「先年雖
書之」とするのであれば、天正十五年より以前に准如の本願寺繼承は

本願寺の総意として既定路線化されるはずである。それにも関わらず教如は顯如に赦免されて以降、顯如の死まで「新門主」としての立場を失つたとする積極的な資料がみられず、『金鑑記』もまた教如の赦免後から顯如の死までの記述がほんなく、この矛盾と思える疑問に答えてはくれない。顯如は「大中風」によつて死去したため、臨終に際して何も申し伝えができず、教如は讓状の存在を知つていながら、それを握りつぶそつとしていたと述べるのみである。

さて、秀吉は如春尼と准如の訴えに対し「本願寺ハ天子ノ勅願所ナレハ、(豊臣秀次)関白ヨリ禁裏へ奏聞申サセテ、勅諭ノ趣ニ任スヘシ」との考えで、天正八年の講和の際の信長と同様に朝廷に対して配慮していた。しかし朝廷は、「イカヤウニモ宜ク扱ヘシ」と秀吉にこの問題を投げ返したため、秀吉は自身で審判を下すこととなり、施薬院全宗・長束正家・山中長俊・木下半介を介して本願寺に内意を伝えた。そこには「理

門方ニハ讓状アレハ、証文埋カタシ、幸其方ハ年モタチ長、理門ハ若年ナレハ、其方ノ子トセラレ、十箇年ノ後ハ隱居セラレ、兄弟二世ノ住持職ヲツトメラレ然ヘキ」とあり、讓状が決め手となつたとしている。

ところが教如がこれを受け入れなかつたことから、秀吉は自身の芳志と禁裏の内意をないがしろにするものとして激怒し、教如の即時隠退を命じたという。

ところが、豊臣秀次の右筆である駒井重勝の『駒井日記』のこの一

件に関する記述は、『金鑑記』のものと様相を異にする。すなわち、秀吉は文禄二年閏九月十六日に教如・如春尼・准如および下間頼廉ら内衆を召喚し、査問の上、次の箇条を教如に示した。

一、大坂ニ被居拵候事

一、信長様御一類ニハ大敵にて候事

一、太閤様之御代にて、(雜質)さいかよりかいつかへ被召寄、かいつ

かより天満へ被召出、天満より七条へ被遣上候事、御恩

と被思召候事

一、當門跡(不行儀)の事、先門跡時より連々与申上候事

一、代ゆつり状有レ之候事、先代よりのゆつり状も有レ之由の事

一、先門跡せ(折盤)つかんの者、被召出候事

一、被召出候人よりも、罷出候者とも不届思召候事

一、當門主妻女の事

一、そこ心より不届心中引直、先門跡のことく殊勝ニたしなみ可レ被申候事

一、右のことくたしなミ候ハ、十年家をもち、十年めニ理門へ可レ被相渡事、これハかたてうちの被仰付様ニて候へとも、新門跡此中御めをかけられ候間、如レ此之由候

一、心のたしなミもありましきと被存候ハ、三千石無役ニ可レ被下候間、御ちやのゆともたちニ成候て、右のめしいたし候いたつらものともめ召連しれ、御奉公こう候へとの儀候16

これを見る限り讓状は教如が咎められる理由の一つとはなつてゐるものの、主因は信長との和議を破つたことと、顯如の意に背いたことの二点であった。この条々を示された教如は隠退を承諾したが、下間

頼廉ら内衆は殊に譲状に關して次のように反応した。

内衆申様ニハ、ゆつり状なとの事、ふしん由候、又むかしの
ゆつり状ハ門下おとなへ、かのものニ披露候て、其上を以ゆつり
状にて候⁽¹⁷⁾

先述のように下間頼廉は信長と本願寺が争っていた当時より顯如の側近くにあり、また、教如が顯如に赦免を願った時には、如春尼とともにその仲介を務めた人物である。ところが、この主張からは顯如の最側近である頼廉すらこの譲状の存在を知らなかつたことがうかがわれる。頼廉は、そもそも古来譲状とはその内容を門下に披露したうえで効果を發揮するものであり、それを経ていないこの譲状は不審であると訴えたのである。しかしこの頼廉らの発言は秀吉の不興を買つこととなり、秀吉は譲状を偽書と言うのであればその証拠を提示すべきであり、それができないのであれば譲状に従いすぐさま准如に本願寺を継承させるよう命じた。頼廉らはこれに反論できず、召喚されたその日に教如の即時隠退と准如の繼職が決定されたとするのである。

『金鑑記』と『駒井日記』の記述を比較すると、両書とも教如の即時隠退と准如の繼職という結論は同じであるが、『金鑑記』は秀吉の申し出を教如が承諾しなかつたことをその要因とし、『駒井日記』は内衆の譲状への反論がその直接的要因としている。つまり、秀吉が妥協案を翻すプロセスに差異があることに気づくのである。

ではなぜこのような差が生まれるのか。それは、関白秀次の右筆と

いう立場でこの事件を眺めた『駒井日記』と、准如と西本願寺の正当性を主張することこそが絶対の要請とされる『金鑑記』という、両書の筆者の立ち位置の差に求められよう。下間頼廉はのちに准如のもとでも内衆の筆頭をつとめ、彼の血筋である刑部卿家は西本願寺で重きをなした。故に『駒井日記』に見られる頼廉の発言は准如方にとつて不都合であり、『金鑑記』ではその因を全て教如に帰結させたのである。教如は武家（豊臣政権）からも顯如亡き後の本願寺の宗主として認識されてはいたが、前宗主顯如の意志に背き、信長との講和に異を唱える、すなわち叡慮をないがしろにするという行為をしたということは動かしがたい事實であった。顯如の正統後継者として任じる西本願寺にとつて、この事實と天正十五年の顯如の譲状こそが教如ひいては東本願寺の不当を断ずる論拠であり、その論が揺らぐような事實は伏せられたと考えられるのである。一見教如方の異を鋭く糾しているようにみえる『金鑑記』の、ところどころにみられる説明不足はこのようなことに因を発するのである。

いずれにせよ秀吉の裁定の翌日には、教如が改めてこれに従う旨の一筆を認めた。また、一度は譲状に異論を唱えた頼廉であつたが、その後は裁定に従い、教如隠退後の十月二十九日には、顯如の譲状があるため秀吉より准如への繼職が命ぜられた旨を、信濃本誓寺や越後勝願寺などの有力寺院に対し伝達している。⁽¹⁸⁾

「裏方」教如への批判

かくして准如が本願寺宗主となり、教如は寺内御堂の北の御所に隠退して、人びとから「御隠居」「御裏」と称されるようになった。しかし、教如を尊崇する諸人や坊主が教如のもとに群集し続けたことから、

准如方はその動きを警戒し、教如について「一代ノ別当職ヲ持玉ヒタルニハ隠居ト申ヘケレトモ、次第相承ニアラサレハ、閑居トモ逼塞トモイヽツヘシ」と述べ、そもそも教如が一時なりとも宗主の座にあつたことすら否定した。

ところが、教如は准如方の主張をよそに、集まつた人びとに対し、本願寺宗主の許しのもとに行われる諸行事、すなわち朝勤のあととの但念仏、法物裏書の下付、夏御文の拝読を行つてはいた。そのため、これを聞いた如春尼は下問頼廉と頼賑を教如のもとに派遣し、直ちにやめるよう命じた。教如は今自身が行つてはいることは顯如の時代より行つてきたことであると反論したが、如春尼は、これらの役目を果たすのは本願寺の家督たる者であり、教如は顯如より譲状をもらつていないと故家督ではなく、家督になつてい以上本願寺の隠居ですらないと述べる。さらに夏御文などが顯如より許されたことを証明する書物などがあるのかと難詰し、「教如ニハ世間モ仏法モユツリ申サル、コトハナク候間、書物ナトノコトハアラサルコトニ候」と断じ、教如の論を封じたのである。

准如方がことさらに教如を警戒した背景は、当時の諸資料からもその一因を伺うことができる。教如の隠退から十日も満たない閏九月二十五日には、現在も大谷派に属している三河の有力寺院である佐々

木上宮寺・針崎勝鬱寺・野寺本証寺のいわゆる三河三箇寺が、教如の内衆である下間頼龍の下向を伝えており⁽¹⁹⁾、教如方に何らかの動きがあることが知られる。

さらに、同年十一月二十四日には教如への誓詞を提出した越中城端本誓寺以下六十三人に對し、教如より御印書が下された。御印書とは内衆の署名で書かれた奉書の袖に本願寺の意を表す印が押されたもので、顯如の時代からその実用が知られている。信長と交戦していたころは督戦のために用いられ、やがて門徒よりの懇志を受け取つた場合の礼状として、御印書と内衆添状および内衆奏者添状の三通一組が本願寺の門徒に対する公式の文書発給様式となつていつた⁽²⁰⁾。教如が越中門下に下したのは、御印書と頼龍の添状および頼龍の奏者富井一友の添状であり⁽²¹⁾、教如は隠退後も本願寺の意を表す文書の発給様式を使つていたことになる。また、当該文書中で教如を表す文言をみると、『金鑑記』が問題視する「御隠居」「御裏」ではなく、「御所様」「新御所様」という語が用いられているが、これが教如方の意図的なものであるかは不明である。新たに宗主となつた准如は基本的に「御門跡様」と呼ばれたが⁽²²⁾、「御所様」と記されている資料もみられることから、この呼称にも両者の緊張を醸成した可能性がある。これらのこととは同時に顯如以来の本願寺の権力二分化が解消されなかつたことを意味する。

その後、慶長三年正月には実質的に教如隠退の立役者でもあつた教如の母如春尼が死去した。教如は如春尼の最期が近くなると「歌舞酒宴ノ会」を催したといい、これに対して如春尼は「湯水ヲトルマテマソナクトモ、セメテ子トシテ母ノ死期ヲ悲マス、謡サカモリスルハ余

ノコトヨト病床ニテ恨」み、最後まで教如を許さなかつたとしている。

さらに同年八月に豊臣秀吉が死去すると、教如は急速に徳川家康と

の親交を深め、関ヶ原の戦いののち家康より七条烏丸に境内地を寄進され、在所を移転した。⁽²⁵⁾ところが、この寄進は本願寺の境内地を削つて行われたため、准如方は教如が家康に様々な讒言をした結果、この

ような仕儀にいたつたとして反発した。特に教如方によつて、准如が「謀書ノ譲状ヲ以家督ヲ奪取」したとされるには、「本門主ノ義ハ先門跡ノ譲状明鏡ノ上叡覽ニ及ヒ、公儀明カニ本寺ノ作法ニ任セ家督ニ仰付候、加様ノ儀トモ惡敷様ニ申上ラル、義誠迷惑致サレ候」と強く反論している。しかしながら、この決定は覆ることはなく、結果、

准如を宗主とする西本願寺と、教如を宗主とする東本願寺とが分立したのである。

『金鑑記』においては、准如が譲状によつて本願寺を継承したといふことこそが真理であり、同等の分派などは論外の事であつた。このことは、慶長八年に家康の征夷大將軍就任の御礼言上の式において、その順番を東西本願寺が争つた際に西本願寺の奏者を務めた下間頼廉が大音声を上げて言い放つたとされる「一宗ニ於テ本寺ノ家督指置外ニ争ハアルマシキ御事」という言葉にもあらわれている。

また、下巻末尾では東本願寺が親鸞の四百回忌にあわせて大谷の御堂を再興したことにつれて、知空は自身の記憶をたどりながら、それらが虚飾に満ちたものであったと述べる。そして、「加様ノ義ヲ以テ鑑石ノ金ニ似タルトモ、実ナキ偽ト云コトヲ可知也」という言葉で総括したのである。

註

- (1) 鈴木慎吾（大阪大学 言語文化研究科）作成 宋本『玉篇』検索
〔「鑑」〕
[\(http://suzukish.s252.xreaccomm/search/yupian/search_top.php\)](http://suzukish.s252.xreaccomm/search/yupian/search_top.php)

- (2) 親鸞の側近に侍した蓮位房宗重を祖とし、以後歴代本願寺宗主に仕えた下間氏を「内衆」と称することは、金龍静「戰国時代の本願寺内衆下間氏」（名古屋大学文学部研究論集（史学）二四 一九七七年所収）で詳細に述べられている。

- (3)『金森日記抜』（真宗全書 六九所収）

- (4) 桑田忠親『改訂信長公記』新人物往来社 一九六五年

- 伊藤重信『長島町誌』上巻 長島町教育委員会 一九七四年

- (5)「高橋源一郎氏所蔵文書」（天正三年）八月二十二日付織田信長状
写（『富山県史』史料編二中世 富山県 一九七五年所収）

- (6)「北徵遺文」所収加賀国人連署状写（笠原一男『一向一揆の研究』山川出版社 一九七六年所収）

- (7) 註(6)に同じ。

- (8) 山口和夫「統一政権の成立と朝廷の近世化」（『新しい近世史』第一卷「国家と秩序」（新人物往来社 一九九六年）所収）

- (9) 北堀光信「朝廷の存続と天皇の下賜－村井貞勝と前田玄以への下賜の成立と意義－」（『奈良史学』二二号 二〇〇三年所収）

- (10)『御文』（堅田修編『真宗史料集成』第二卷「諸文集」一二七 同朋社 一九七七年）所収）

(11)『今古独語』(真宗聖教全書編纂所編『真宗聖教全書』五 興教書院、一九四四年所収)

(12)「善徳寺文書」(天正八年)卯月三日付了明(下間頼龍)書状(『富山県史』史料編二中世所収)

この資料は同時に、本願寺内衆である下間頼龍が教如個人の内衆であったということも示すものであるといえる。

(13)「本願寺文書」天正十五年極月六日付光佐(顯如)讓状(本願寺史料研究所編『増補改訂本願寺史』第二卷 本願寺出版社

二〇一五年所収)

(14)辻善之助『日本佛教史』近世篇之一 岩波書店 一九五四年

赤松俊秀・笠原一男編『真宗史概説』平楽字書店 一九六三年

年

(15)金龍靜「顯如讓状考」(稻葉伸道編『中世寺社と国家・地域・史料』法藏館 二〇一七年所収)

上場顯雄「本願寺顯如(讓状)と筆跡・花押—偽文書考」(『同朋大学佛教文化研究所紀要』三七号 二〇一七年所収)

(16)本願寺史料研究所編『増補改訂本願寺史』第二卷 本願寺出版社 二〇一五年

社 二〇一五年

(17)註(16)に同じ。

(18)「本誓寺史料」(文禄二年)十月二十一日付刑部卿頼廉書状(井上

銳夫『一向一揆の研究』吉川弘文館 一九六八年所収)

(19)「上宮寺文書」文禄一年後九月二十五日付上宮寺・勝万(覺)寺・

浅井郡志 卷四 滋賀県東浅井郡教育会 一九二七年所収)

本証寺連署状案文(新編岡崎市史編さん委員会編『新編岡崎市史』

第六卷 史料古代・中世 新編岡崎市史編さん委員会 一九八三年所収)

(20)草野顯之「本願寺教団における印判奉書の意味」(『仏教史学研究』二五卷二号 一九八三年所収)

顯如と教如の権力が分立してからは、顯如は「明聖」、教如は「詳定」の印を使用した。

(21)「善徳寺文書」(文禄二年)十一月二十四日付本願寺(教如)御印書(『富山県史』史料編二中世所収)

「善徳寺文書」(文禄二年)十一月二十四日付頼龍書状(金龍靜)戦国時代の本願寺内衆下間氏別表(三)、草野顯之「本願寺教団における印判奉書の意味」表II(『仏教史学研究』二五卷二号 一九八三年所収)

「善徳寺文書」(文禄二年)十一月二十四日付富井佐渡守一友書

状(『富山県史』史料編二中世所収)

(22)「本覺坊文書」(文禄二年)極月九日付本願寺(教如)御印書写(『新潟県史』資料編四中世二 新潟県 一九八三年所収)

(23)「西来寺文書」(文禄五年)閏七月十二日付頼純書状(『増訂加能古文書』補遺文書編 名著出版 一九七三年所収)

「專精寺文書」慶長九年七月九日付本願寺(准如)御印書(『岐阜県史』史料編古代・中世一 岐阜県 一九六九年所収)ほか

(24)「誓願寺文書」(文禄五年)閏七月十七日付頼廉書状(黒田惟信編『東河野文書』(慶長四年)後三月十四日付頼賑書状(『岐阜県史』

史料編古代・中世一所収）ほか

(25) 家康による寺地寄進および教如の移転については『金鑑記』では慶長六年、『紫雲殿由縁記』（『真宗全書』七〇 藏経書院一九一三年所収）では慶長九年となつており、時期が確定できない。

* 諸般の都合により、本論文の本号における表題は前号と異なる。

